静岡県告示第723号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次に掲げる 土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成29年10月10日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県菊川市潮海寺字椿ケ谷1571番2の一部、1611番2の一部、1611番8の一部及び1611番10の一部、静岡県菊川市潮海寺字法蔵坊1594番1の一部、1594番2、1594番の10、1595番1、1595番2の一部、1595番3、1595番4、1595番5、1595番6、1596番1、1596番2の一部、1596番3の一部、1597番1、1597番3、1597番4、1597番5、1597番6、1597番7、1598番1の一部、1598番2の一部、1598番3、1606番1の一部、1606番3の一部、1606番4の一部、1606番5及び1606番6並びに静岡県菊川市潮海寺字高法地2991番41の一部、2991番42、2991番57、2991番93の一部、2991番94の一部、2991番167、2991番168の一部、2991番173の一部、2991番174の一部、2991番175の一部、2991番176の一部、2991番177の一部、2991番178、2991番180、2991番181、2991番182、2991番183、2991番185の一部、2991番186の一部、2991番187、2991番188、2991番180、2991番181、2991番191、2991番193の一部、2991番204、2991番205、2991番206、2991番207、2991番208及び2991番209 以上62筆